

子ども・子育て支援新制度 保育料の考え方

柏市こども部
保育運営課

◎ 新しい保育料の考え方

階層間格差の解消を図るため、さらなる多段階制の導入

2号, 3号認定 (国)8階層 → (市)現行19階層 → 新27階層

国階層		現行市階層		新制度市階層			
国階層	階層区分	国階層	階層	階層区分	国階層	市階層	階層区分案
①	生活保護世帯	①	A	生活保護世帯	①	1	生活保護世帯
②	市民税非課税	②	B	市民税非課税	②	2	市民税非課税
③	市民税所得割 48,600円未満	③	C1	市民税均等割	③	3-1	市民税均等割のみ
④	市民税所得割 97,000円未満		C2	市民税所得割 7,000円未満		3-2	市民税所得割 5,000円未満
⑤	市民税所得割 169,000円未満		C3	市民税所得割 7,000円以上		3-3	市民税所得割 5,000円～18,599円
⑥	市民税所得割 301,000円未満	④	D1	所得税 2,000円未満		3-4	市民税所得割 18,600円～33,599円
⑦	市民税所得割 397,000円未満		D2	〃 2,000円～ 7,999円		3-5	市民税所得割 33,600円～48,599円
⑧	市民税所得割 397,000円以上		D3	〃 8,000円～ 14,999円	4-1	市民税所得割 48,600円～56,999円	
8階層			D4	〃 15,000円～ 29,999円	4-2	市民税所得割 57,000円～66,999円	
			D5	〃 30,000円～ 39,999円	4-3	市民税所得割 67,000円～76,999円	
		⑤	D6	〃 40,000円～ 49,999円	4-4	市民税所得割 77,000円～86,999円	
			D7	〃 50,000円～ 59,999円	4-5	市民税所得割 87,000円～96,999円	
			D8	〃 60,000円～ 74,999円	⑤	5-1	市民税所得割 97,000円～114,999円
			D9	〃 75,000円～ 102,999円		5-2	市民税所得割 115,000円～132,999円
		⑥	D10	〃 103,000円～ 202,999円		5-3	市民税所得割 133,000円～150,999円
D11	〃 203,000円～ 292,999円		5-4	市民税所得割 151,000円～168,999円			
税額差約387,000円		D12	〃 293,000円～ 412,999円	⑥	6-1	市民税所得割 169,000円～194,999円	
		⑦	D13		〃 413,000円～ 799,999円	6-2	市民税所得割 195,000円～220,999円
		⑧	D14		〃 800,000円以上	6-3	市民税所得割 221,000円～246,999円
		19階層			6-4	市民税所得割 247,000円～272,999円	
					6-5	市民税所得割 273,000円～300,999円	
				7-1	市民税所得割 301,000円～332,999円		
		⑦	7-2	市民税所得割 333,000円～364,999円			
			7-3	市民税所得割 365,000円～396,999円			
			⑧	8-1	市民税所得割 397,000円～444,999円		
8-2	市民税所得割 445,000円～499,999円						
8-3	市民税所得割 500,000円以上						
				27階層			

◎ 新しい保育料の考え方

1号認定 (国)5階層 → (市) 16階層

1号認定の保育料階層比較		
国階層区分案		市階層区分案
国階層	階層区分	国基準上限額
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税（市民税所得割非課税含む）	3,000円
③	市民税所得割 77,100円以下	18,100円
④	市民税所得割 211,200円以下	20,500円
⑤	市民税所得割 211,201円以上	25,700円

5階層

市階層	階層区分案
A	生活保護世帯
B 1	市民税非課税
B 2	市民税均等割のみ
C 1	市民税所得割 19,000円未満
C 2	市民税所得割 19,000円～37,999円
C 3	市民税所得割 38,000円～56,999円
C 4	市民税所得割 57,000円～77,100円
C 5	市民税所得割 77,101円～102,999円
C 6	市民税所得割 103,000円～128,999円
C 7	市民税所得割 129,000円～154,999円
C 8	市民税所得割 155,000円～180,999円
C 9	市民税所得割 181,000円～211,200円
C 1 0	市民税所得割 211,201円～289,999円
C 1 1	市民税所得割 300,000円～399,999円
C 1 2	市民税所得割 400,000円～499,999円
C 1 3	市民税所得割 500,000円以上

16階層

◎ 新しい保育料の考え方

① 柏市が引き続き行うこと

ア: 国基準に対する柏市負担比率の据え置き

⇒ 2号認定, 3号認定の合算保育料の75%を維持

⇒ 1号認定(新規) も75%を目標とする

イ: 公平性の確保

⇒ 1号認定子どもに対しても市負担を25%とする

ウ: 低所得者への対策

⇒ 第3階層の母子, 父子, 在宅障害児がいる世帯に対する保育料を1/2とする

エ: 多子世帯への対策

⇒ 第2子の保育料を1/2, 第3子を無料とする

◎ 新しい保育料の考え方

② 国が制度の見直しで変えたこと

ア: 保育料の算定根拠

国税(所得税) → 地方税(市民税)

イ: 保育料の算定を年1回から2回に変更

(例) 平成27年4月から8月の保育料 → 前々年(25年)の収入

平成27年9月から28年3月の保育料 → 前年(26年)の収入

ウ: 年少扶養控除等のみなし適用の廃止

税額控除の減少 → 算定根拠税額の増加 → 保育料負担の増加

エ: 利用時間に応じた設定

認定区分 → 1号認定, 2号認定, 3号認定

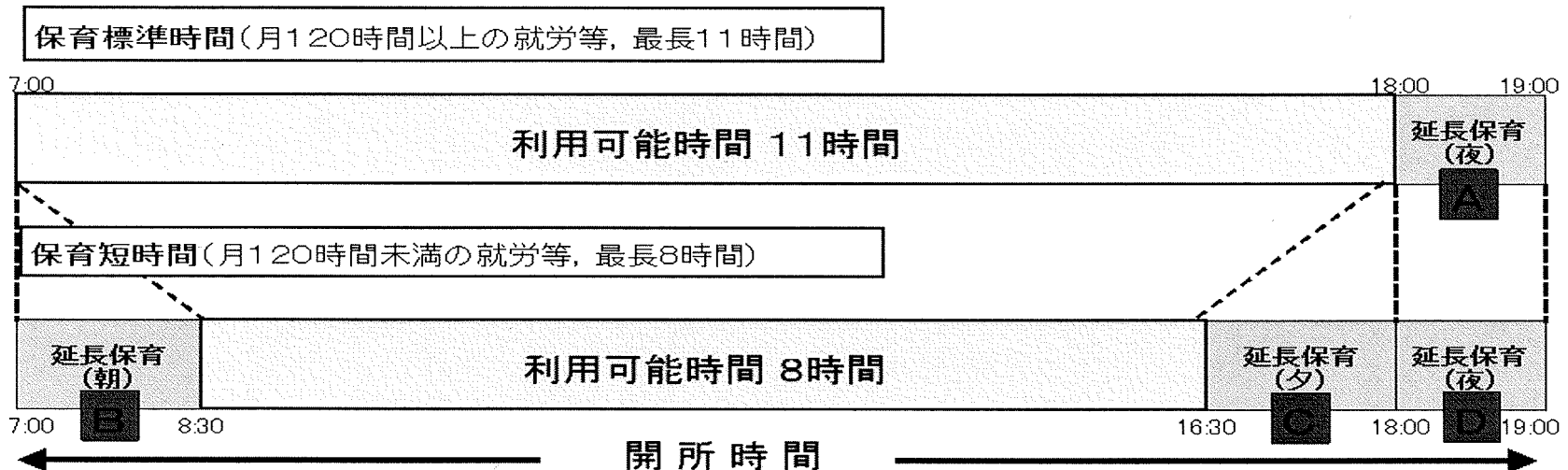
1号認定＝教育標準時間(4時間程度)

2号認定, 3号認定＝保育標準時間(最大11時間)と保育短時間(最大8時間)

◎ 新しい保育料の考え方

延長保育について

保育園の最大利用可能時間が保育の必要量に応じて新たに区分されることに伴い、
公立保育園の延長保育料を次のとおり設定する。



	区分	時間帯	1回あたりの料金	上記図の該当箇所
新規設定 ※保育短時間のみ	延長保育(朝)	7時00分～8時30分	100円	B
	延長保育(夕)	16時30分～18時00分	100円	C
従前どおり	延長保育(夜)	18時00分～19時00分	100円	A・D

～ 認定における配慮 ～

就労形態上やむを得ず、設定された時間外の利用となることが常態化するケース



保育標準時間として
認定する
※保育料の差額は数百円程度

◎ 見直しによる負担増への対応策

①年少扶養控除等のみなし適用の廃止の影響

- ・16歳未満の年少扶養控除(1人38万円)は平成23年から廃止されている制度であるが、保育料算定上は加味して算定する特例措置
⇒多子世帯の税額は大幅に控除
- ・特例措置を廃止することに伴い、国は年少扶養控除対象の子ども2人世帯をモデルに新制度保育料を制度設計
⇒子ども3人以上の多子世帯では、保育料階層が上がる可能性有
※扶養が多い場合、市民税が非課税になる場合もあるため、全員が上がるわけではない

税額控除の減少 → 算定根拠税額の増加 → 保育料負担の増加

◎ 見直しによる負担増への対応策

②階層間格差の解消

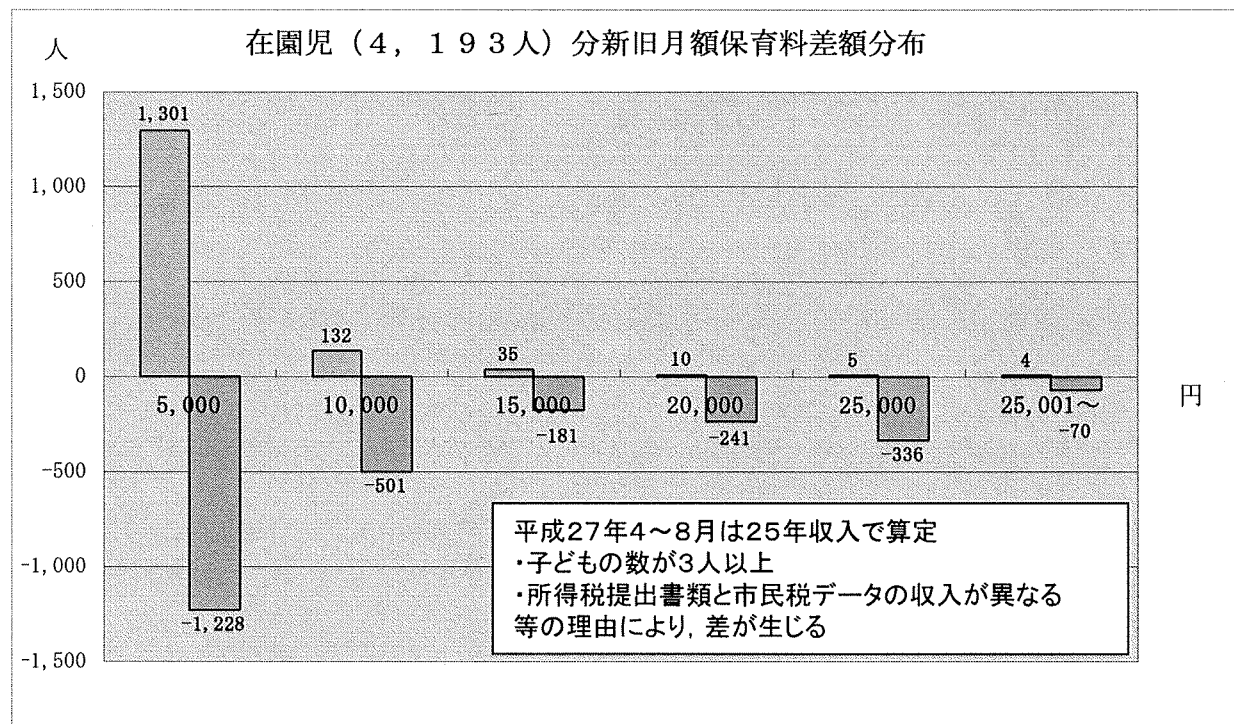
- ・階層を細分化し、階層間の差額を縮小(最大9,100円⇒3,300円)するとともに、低所得者に配慮しながら均等にする
⇒算定根拠が所得税から市民税になること、年少扶養控除等の特例措置廃止に伴い、階層が異動した場合の影響を抑制

③応能負担の適正化による影響

- ・これまで負担が大きかった0～2歳児の負担を減らす一方で、3歳児、4・5歳児の保育料を引上げることにより、国基準比率75%を維持する(0～2歳児85→81%, 3歳児60→67%, 4・5歳児56→63%)
- ・これまで負担が大きかった中間所得者層の保育料を引下げるとともに、最高額を引上げるなど、幅広い階層に公平に負担してもらう

◎ 見直しによる負担増への対応策

今回の保育料改定では、従来の保育料の問題点を改善し、より公平な保育料となるよう、審議会に諮りながら検討を進めてきたが、在園児について、前述①②③などの影響により、平成26年度保育料と比較して負担が増加する方も3分の1程度発生すると見込んでいる。



◎ 見直しによる負担増への対応策

在園児向けの負担軽減措置

平成27年度1年間、柏市独自の在園児向け特例措置を行う。

新制度の保育料は市民税額を根拠に決定することから、切替時期が9月になることに伴い、下記の2段階で行うこととする。

ア. 平成27年4月～8月分の保育料が増額となった世帯

⇒ 正規の保育料額を通知し、平成26年度保育料額に据置く

イ. 平成27年9月～平成28年3月分の保育料が増額となった世帯

⇒ アの正規の保育料より増額となった場合は、アの正規の保育料に据置く